

新	旧
<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては、<u>100 分の 62.5</u>、12 月に支給する場合においては、<u>100 分の 77.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 箇月 100 分の 100</p> <p>(2) 5 箇月以上 6 ヶ月未満 100 分の 80</p> <p>(3) 3 箇月以上 5 ヶ月未満 100 分の 60</p> <p>(4) 3 箇月未満 100 分の 30</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 7 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては、<u>100 分の 62.5</u>、12 月に支給する場合においては、<u>100 分の 75</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6 箇月 100 分の 100</p> <p>(2) 5 箇月以上 6 ヶ月未満 100 分の 80</p> <p>(3) 3 箇月以上 5 ヶ月未満 100 分の 60</p> <p>(4) 3 箇月未満 100 分の 30</p> <p>3～10 (略)</p>

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤の役員の勤勉手当基礎額に <u>100分の77.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第10条～第14条 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第8条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、その者の基準日以前6箇月以内の期間における職務実績等に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する常勤の役員の在職期間による割合（以下この条において「期間率」という。）を乗じて得た額に、その者の職務実績等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。この場合において、勤勉手当の額の総額は、常勤の役員の勤勉手当基礎額に <u>100分の75</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

資料 2-2